

**釧路市住民等主体の通所サービス
「おたっしゃサービス」
実施団体募集要領**

令和 6年 4月 1日

釧路市福祉部介護高齢課

目次

1. おたっしゃサービスの目的	…2
2. 応募できる団体	…4
3. 募集する事業内容	…4
4. 実施団体登録期間	…8
5. 応募方法	…8
6. 事業の審査・選考	…8
7. 事業実施報告(毎月)	…8
8. 非常災害対策	…9
9. 実施団体の変更・廃止・休止の届出	…9
10. 情報公開	…9
11. 補助金の交付申請	…9
12. 補助金の交付決定・交付	…11
13. 実績報告・補助金確定・精算(年度末)	…11
14. 事業費の変更の届出	…11
15. 問合せ・提出先	…12
16. 団体登録から実施の流れ	…13
17. 参考資料	…14

※本マニュアルにおいて、

- ・「住民等主体の通所サービス」は、「おたっしゃサービス」とする。
- ・「住民等主体の通所サービス実施要綱」は、「実施要綱」とする。
- ・「住民等主体の通所サービス補助金交付要綱」は、「交付要綱」とする。

1. おたっしゃサービスの目的

この事業は、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の一つとして、家に閉じこもりがちな高齢者等が、「住民等が主体の通いの場」に定期的に通い、地域住民等との交流を持つことで、社会的孤立を防止するとともに、生きがいがづくり及び健康保持を図ることにより、要介護状態等となることを予防し、又は要支援状態を軽減するとともに地域における自立した日常生活を支援することを目的とします。

<介護予防・日常生活支援総合事業とは>

市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支えあいの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものです。

<介護予防とは>

介護予防とは、高齢者が要介護状態等となることの予防や要介護状態等の軽減・悪化の防止を目的として行うものであり、単に高齢者の運動機能や栄養状態といった心身機能の改善だけを目指すものではなく、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、それによって、一人一人の生きがいや自己実現の為の取組みを支援して、生活の質の向上を目指すものです。

このため、これからの介護予防は、高齢者に対する支援に当たっては、高齢者自身が「役割や生きがいを持って生活できる」と思うことができるよう、地域の力を借りながら、新たな仲間づくりの場や楽しみとなるような生きがい活動への参加に焦点をあて、生活意欲を高める働きかけが求められます。

＜釧路市における総合事業の通所型サービスについて＞

サービス種別	①通所型サービス (通所介護相当)	②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③通所型サービスB (おたっしゃサービス)	④通所型サービスC (短期集中予防サービス)
釧路市の名称	通所型サービス (通所介護相当)	通所型サービスA	住民等主体の通所サービス 「おたっしゃサービス」	短期集中予防サービス
サービス内容	介護予防通所介護と同様	体操・レクリエーション・食事等 ※入浴・食事介助、機能訓練指導員によるリハビリは対象外	・運動機能向上の取り組み ・認知症予防の取り組み ・参加者同士の交流 ※週1回程度の開催	・運動器機能向上プログラム ・認知症機能向上プログラム ・口腔機能向上プログラム ・複合プログラム ※各プログラムとも3か月間を原則 ※終了後は「おたっしゃサービス」等へ移行
実施主体	指定事業者	指定事業者	地縁組織、NPO法人、介護サービス事業所、民間企業等	介護サービス事業所・NPO法人・医療機関等
基準	予防給付の基準を基本	通所型サービス(通所相当)に比べ人員配置の必要数を緩和	ボランティアの配置	専門的な知識を持った人員の配置が必要
利用料	介護予防通所介護と同額	通所型サービス(通所相当)の9割	100円 ※食費、材料費等は実費負担	100円 ※材料費等は実費負担
利用対象者	原則として要支援認定者	原則として要支援認定者	・要支援認定者 「基本チェックリスト」該当者	・要支援認定者 ・「基本チェックリスト」該当者

2. 応募できる団体

実施団体又は実施団体に関わる者が次のすべてに該当することとします。

- (1) サービスの実施が可能と認められる、市内の町内会、老人クラブ等の地縁組織、NPO 法人、介護サービス事業所、民間企業等の団体であること。
- (2) 団体の運営に関する規則が有り、継続的に活動が行われ、又は行われることが見込まれる団体であること。
- (3) 予算、決算などについて適正な会計管理が行われている団体であること。
- (4) 鉏路市暴力団排除条例(平成 24 年鉏路市条例第 33 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団関係事業者ではないこと。
- (5) 実施団体が法人の場合は以下に該当しないこと。
 - ア 当該法人の責めに帰すべき事由により市との委託契約が取り消された日から 2 年を経過しないもの
 - イ 国税及び地方税を滞納している法人
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで若しくは、その執行を受けることがなくなるまでの者又は禁錮以上の刑に該当する犯罪により公判に付せられ判決確定に至るまでの者を代表とする法人
 - エ 破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定による破産手続開始の決定を受けた法人
 - オ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続の開始の申立てがなされている法人又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続の開始の申立てがなされている法人

3. 募集する事業内容

次の要件のすべてを満たしていることとします。

(1) 参加者

- ・「参加対象者(※1)」の定員を 5 名以上とすること。
- ・実施団体が定める定員に余裕がある場合は、参加対象者に該当しない参加者(以下、「一般参加者(※2)」という。)の参加を認めるものとする。

(※1) 「参加対象者」とは、市民の方で要支援認定者と基本チェックリスト(P. 14 参照)の質問項目に対する回答の結果が、心身の機能低下が認められる 65 歳以上の方で、地域包括支援センターのサービス利用計画の作成により、この事業を受けることによって、心身の状況を改善することができると認められた方とします。

(※2) 要介護認定を受けていない「一般参加者」については、年に 1 回、基本チェックリストを実施することとします。

(2) 開催内容

- ・ 1週間に1回以上(1か月に概ね4回以上)、かつ1回あたり1時間以上の定期的な通いの場を開催すること。

※なお祝祭日、悪天候、災害その他やむを得ない事由により実施が困難な場合はこの限りではない。

- ・ 参加対象者に対して、毎回、次の内容を全て満たした内容を実施すること。

ア 運動機能向上の取組み(体操、軽運動、筋力トレーニング等)

イ 認知症予防の取組み(脳活性化トレーニング、ゲーム等)

ウ 参加者同士の交流

※参加対象者の心身の状況に個人差があることから、広く参加者全員が参加できる内容を実施することとします。

※趣味活動のみの開催は不可とします。また、屋外での活動を内容に含む場合には必ず、悪天候時や冬期間における代替メニューや会場を用意してください。

※実施団体への、釧路市公認介護予防サポーターの派遣はできません。

- ・ サービスの内容が次のいずれかに該当しないこと。

ア 釧路市から他の補助金等を受けている(申請している)事業。

イ 定例の講演会、イベント、祭り等の年中行事。

ウ 当該団体の経常的な運営維持管理に属すると認められる事業。

エ 事業効果が当該団体や特定の個人のみにも帰属する事業。

オ その目的が主に、物品販売及び物品紹介である事業。

カ 公序良俗に反するもの。

キ 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とするもの。

ク 政治上の主義を推進、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの。

ケ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとするものを含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの。

- ・ サービス実施に当たっては、参加者が安心して利用できるよう工夫すること。

(3) 開催場所

- ・ 小学校区に最低1箇所の設置を目標としているため、今回公募するのは原則これまで開催していない以下の小学校区内の団体とする。

東雲小、鳥取小、新陽小、鶴野小、大楽毛小、音別小

※その他の小学校区内での開催については、市へご相談ください。

(4) 従事者

- ・実施団体に利用調整等をする者（第3層生活支援コーディネーター）及び支援スタッフとしてボランティアを必ず配置すること。

なお利用調整をする者（第3層生活支援コーディネーター）は以下の役割を担うこととする。

ア サービス提供の統括

イ サービス利用者の調整

ウ 地域包括支援センターとの連携

エ 関係機関とのネットワークづくり

- ・可能な範囲でケアマネジャーの要請に応じ、サービス担当者会議などへ出席するよう努めること。
- ・実施団体として従事するボランティアスタッフは、市の実施するご近所ボランティア養成講座を受講するなど、ボランティア知識・技術維持向上に努めること。

(5) 参加対象者の同意

- ・実施団体は、釧路市住民等主体の通所サービス（おたっしやサービス）における同意書（実施要綱様式第7号）を得るものとし、5年間保存すること。

(6) 利用料の徴収

- ・参加対象者がサービスを利用したときの利用料は、1回につき100円とし、実施団体が直接徴収すること。なお、一般参加者についても同様とする。

- ・この事業のサービスの提供の際に食費・教材費等の実費が生じるときは、別途徴収することができる。この場合の実費については、利用者の過大な負担を避けるため、1回あたりの上限を900円とし、そのうち食費の上限は600円とする。

なお、実費について、他の補助金等を充当している場合は、当該充当分について参加対象者から徴収することはできない。

※恒常的に教材費が必要となる場合は、できる限り低廉な金額とし、市へご相談ください。

- ・利用料、その他の費用を受けたときには当該支払をした参加対象者及び一般参加者に対し、領収証を交付し、受領した記録を残すこと。

なお、参加対象者に交付する領収証については、介護予防手帳の「おたっしやサービスの記録」欄への領収印の押印をもって代えることができる。

※領収印については、シャチハタは不可とします。法人以外の団体の場合は代表者の個人印を押してください。

(7) 介護予防ケアマネジメント

- ・参加対象者は介護予防ケアマネジメント結果を、地域包括支援センターが発行する介護予防手帳に綴り、毎回サービス利用時に持参する。実施団体は、介護予防ケアマネジメント結果の目標を達成できるよう参加対象者を支援すること。

(8) 留意点

- ・実施団体は、次に掲げる点に留意すること。

ア サービス従事者又は過去にサービス従事者であったものは、個人情報保護法の規定等を踏まえ、利用者及びその家族の個人情報やプライバシーの尊重、保護に万全を期すものとし、正当な理由無くその業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

イ 参加対象者の事故等に備え、安全面に配慮すること。

※参加対象者及び運営スタッフ等の傷害保険は市が契約しています。

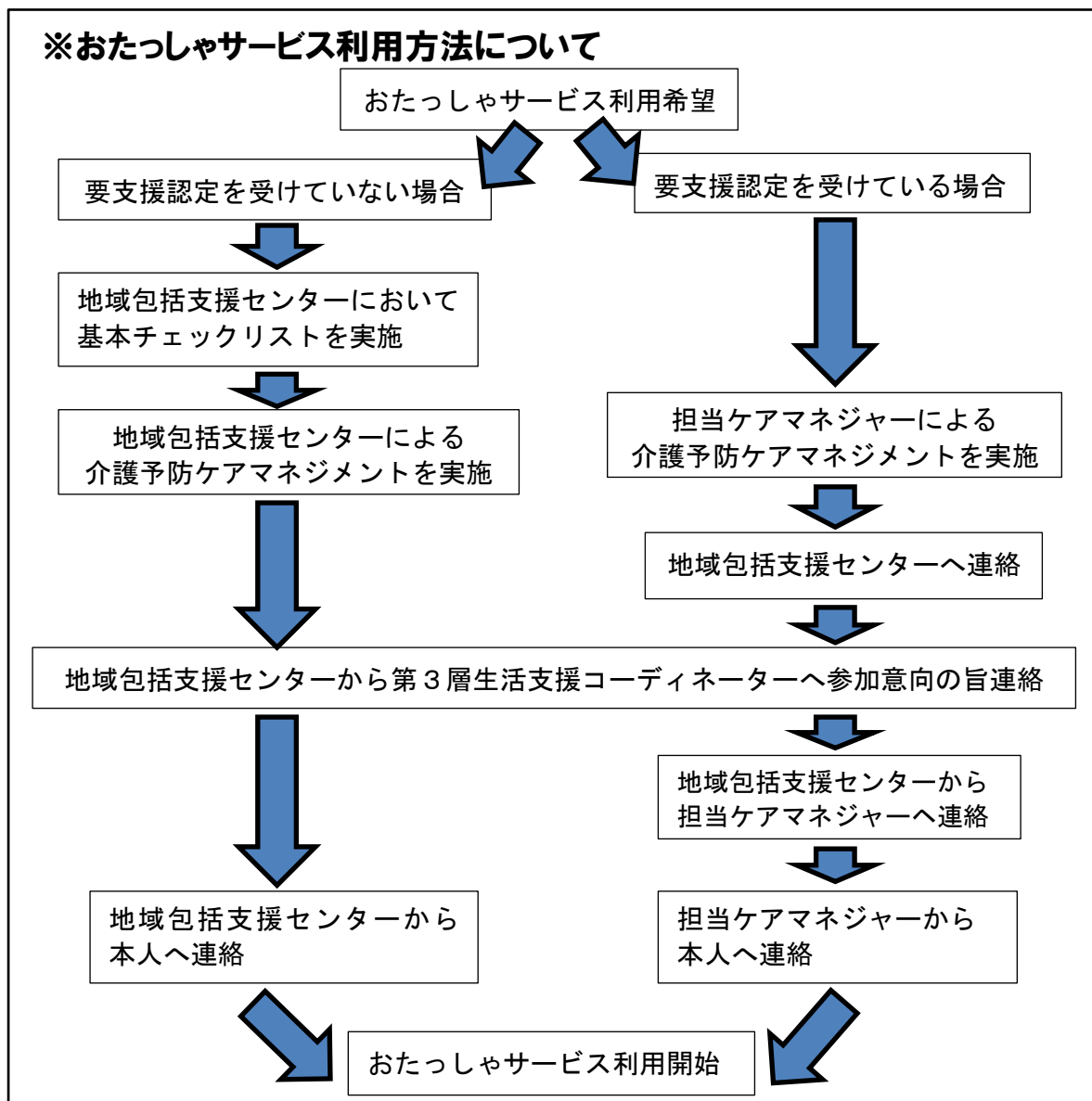
ウ 事故発生時には市と介護予防ケアマネジメントを担当した地域包括支援センターへ報告するとともに適切な対応を行うこと。

エ 事業に従事、参加する者の清潔保持と健康状態の管理に留意すること。

オ 食事を提供する際には保健所の指示に従い、衛生管理に留意すること。

カ 茶菓等を提供する際には衛生管理に留意すること。

キ 災害時には、安全確保に留意し、対応すること。



4. 実施団体登録期間

実施団体登録決定日から令和7年3月31日までとします。

5. 応募方法

実施団体登録を希望する場合は、次の書類を作成し、定められた期間内に介護高齢課へ提出してください。なお、提出された書類については、返却しません。

(1) 提出書類

- ① 鉏路市住民等主体の通所サービス実施団体登録申請書（実施要綱様式第1号）
- ② 誓約書（実施要綱様式第2号）
- ③ 鉏路市住民等主体の通所サービス実施計画書（実施要綱様式第3号）
- ④ 鉏路市住民等主体の通所サービス収支予算書（実施要綱様式第4号）
- ⑤ その他必要書類

応募団体の要件を満たしていることが確認できる資料（P. 4 参照）

※団体の会則がわかるもの（規約、定款等）、会員（役員）名簿など

(2) 提出方法

鉏路市役所介護高齢課へ持参、もしくは郵送してください。

(3) 提出部数 1部

(4) 応募期間 令和6年4月1日（月）～令和7年1月31日（金）

※新規実施団体登録を希望する場合は、担当包括支援センターの第2層生活支援コーディネーターにご相談下さい。

6. 事業の審査、選考

(1) 事業の審査

提出された資料は、書類審査を経て事業採択し、実施団体登録決定します。

(2) 実施団体登録決定の通知

審査結果は、提案団体宛に鉏路市住民等主体の通所サービス実施団体登録決定通知書、または、鉏路市住民等主体の通所サービス実施団体不承認決定通知書により通知します。

※なお、一団体が複数箇所を実施を希望される場合、他の団体と均衡を図るため、実施箇所を制限する場合があります。

7. 事業実施報告（毎月）

実施団体は、サービスを実施した月の翌月8日までに、以下の書類を担当圏域の地域包括支援センターに提出してください。

- ① 鉏路市住民等主体の通所サービス参加者名簿（実施要綱様式第8号）
- ② 鉏路市住民等主体の通所サービス実施報告書（実施要綱様式第9号）
- ③ 添付書類

・領収書（有料の会場を使用した場合、衛生用品等を購入した場合、タクシー送迎を活用した場合）

8. 非常災害対策

(1) 提出書類

①災害対策マニュアル

②参加者名簿（氏名、年齢、住所、緊急連絡先、交通手段を記載）

※①②ともに、年に1回の見直しが必要です。

(2) 提出期間 活動開始後2か月以内

9. 実施団体の変更・廃止・休止の届出

(1) 実施団体は、申請した内容に変更が生じたときは、以下の書類を市に提出してください。

・ 鉏路市住民等主体の通所サービス実施団体変更届（実施要綱様式第10号）

(2) 実施団体は、当該事業を廃止、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1か月前までに、以下の書類を提出してください。

・ 鉏路市住民等主体の通所サービス実施団体廃止・休止・再開届（実施要綱様式第11号）

※なお、廃止又は休止の届出をしたときは、引き続き当該事業のサービスに相当するサービスの提供を希望される方へ、必要なサービス等が継続的に提供されるよう、介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター、他の実施者、その他関係者との連絡調整、その他の便宜の提供を行わなければなりません。

10. 情報公開

事業の周知を図るため、実施団体の概要や実施内容については、個人情報に配慮の上、市の広報誌やホームページ等で公表いたします。

11. 補助金の交付申請

実施団体に対して鉏路市住民等主体の通所サービス補助金(以下「補助金」という)を交付いたします。

次の書類を作成し、定められた期間内に介護高齢課へ提出してください。なお、提出された書類については、返却しません。

(1) 提出書類

①鉏路市住民等主体の通所サービス補助金交付申請書（交付要綱様式第1号）

②請求書兼領収書 3部(うち1部予備)

③通帳のコピー

(2) 提出方法

上記①の資料に押印のうえ、鉏路市役所介護高齢課へ持参、もしくは郵送してください。

(3) 提出期間

鉏路市住民等主体の通所サービス実施団体登録決定通知書が届いてから2週間以内

補助金の内容については以下の通りです。

基本		参加対象者 1 人 1 回あたり	200円
送迎費	団体送迎	参加対象者の片道送迎を実施する場合 1 人あたり	150円
		参加対象者の往復送迎を実施する場合 1 人あたり	300円
		阿寒・音別地区において、片道概ね 8 km 以上、2 人までの送迎を行う場合	720円
	タクシー送迎	会場まで自力で通うことが困難な参加対象者がタクシーを利用した場合、1 参加あたり	補助上限 1,000円 (団体送迎と併用する場合、補助上限 850円) ※自己負担あり (片道の場合 200円、往復の場合 400円) なお、補助上限を超過する場合も自己負担とする。
会場費		事業所以外の有料の会場で実施する団体の場合	1 日 4 時間を上限として 会場費の全額
		運営主体が保有する事業所や店舗の空きスペースなどの会場を利用する団体の場合の使用料 (光熱水費等)	500円
		賃料が発生しない会場の場合	補助なし
専門職加算		リハビリ専門職 (※) または看護職が主体となり、 <u>運動機能の維持・向上について</u> 安全面に配慮して専門的な指導を行う場合 1 回あたり (※) リハビリ専門職とは理学療法士、作業療法士等の他、運動機能向上に専門的知見を有すると市が認めた者	500円
衛生用品費		<u>感染症予防</u> のため、衛生品 (手指用消毒液、除菌用シート等) を用いて実施環境の整備を行っている場合、1 会場あたり	上限 4,000円

※実施会場については、介護高齢課との調整が必要です (できるだけ、低廉な会場としてください)

<注意事項>

- ・補助金の受取り方法は銀行 (信用金庫、信用組合、農協、ゆうちょ銀行含む) の口座への振込となります。
- ・銀行 (信用金庫、信用組合含む) の口座振込で受取る場合は、補助金申請の名義人 (代表者名) と口座振込先の口座名義人 (代表者名) が同一であることが必要となります。
- ・農協、ゆうちょ銀行の口座振込の場合は、通帳 (表) の記載名義が団体名であれば振込ができます。
- ・補助金申請時に「請求書兼領収書」を 3 部 (1 部予備) に通帳の表紙面及びその裏面のコピーを一部添付または持参し、提出してください。

12. 補助金の交付決定・交付

(1) 事業の審査

提出された資料は、書類審査を経て、補助金交付決定します。

(2) 補助金交付決定の通知

審査結果は、実施団体宛に釧路市住民等主体の通所サービス補助金概算交付決定通知書（交付要綱様式第2号、以下、「交付決定通知書」という。）により通知します。

※補助金は前条の規定による交付決定を受けた実施団体に対し、補助金を概算払いにより交付するものとし、概算払いの回数は年2回までとします。

※10月以降に実施する団体につきましては、年1回の概算払いとします。

13. 実績報告・補助金確定・精算(年度末)

(1) 実績報告

実施団体は、事業完了の日（事業の廃止にあたっては廃止の日）から起算して1か月以内又は当該年度3月31日のいずれか早い期日までに、下記の書類を市へ提出してください。

①釧路市住民等主体の通所サービス補助金実績報告書（交付要綱様式第4号）

②釧路市住民等主体の通所サービス事業報告書（交付要綱様式第4号別紙1）

③釧路市住民等主体の通所サービス決算報告書（交付要綱様式第4号別紙2）

(2) 補助金額確定の通知

提出された書類の審査を経て、釧路市住民等主体の通所サービス補助金額確定通知書（交付要綱様式第5号）により通知します。

(3) 補助金の精算

通知を受けた実施団体は、過不足があった場合、その過不足額を精算します。

14. 事業費の変更の届出

交付団体は、事業費の変更または事業の中止をするときは、以下の書類を提出してください。

①釧路市住民等主体の通所サービス補助金交付事業変更（中止）承認申請書

（交付要綱様式第3号）

※ただし、事業費の2割以内の変更についてはこの限りではありません。

※事業内容・事業費に変更が必要となった場合は、必ず市へご連絡ください。必要書類等についてご説明いたします。

15. 問合・提出先

釧路市福祉部介護高齢課高齢福祉係

〒085-8505

釧路市黒金町8丁目2番地 釧路市役所防災庁舎3階

電話：0154-23-5185（直通） FAX：0154-32-2003

E-mail：ka-koureifukushi@city.kushiro.lg.jp

16. 団体登録から実施の流れ

おたっしゅサービス実施団体登録

申請期間：令和6年4月1日（月）

～令和7年1月31日（金）

提出書類

- ① 釧路市住民等主体の通所サービス実施団体登録申請書（実施要綱様式第1号）
- ② 誓約書（実施要綱様式第2号）
- ③ 釧路市住民等主体の通所サービス実施計画書（実施要綱様式第3号）
- ④ 釧路市住民等主体の通所サービス収支予算書（実施要綱様式第4号）
- ⑤ その他必要書類（P.8参照）
- ⑥ 釧路市住民等主体の通所サービス補助金交付申請書（交付要綱様式第1号）
- ⑦ 請求書兼領収書 3部（うち1部予備）
- ⑧ 通帳のコピー

おたっしゅサービス実施団体登録決定通知・補助金交付決定通知

通知予定：4月上旬

補助金交付

（予定）交付決定後2週間以内

おたっしゅサービス開始

実績報告（毎月）

翌月8日までに地域包括支援センターへ提出

（その後地域包括支援センターから市へ提出）

提出書類

- ① 釧路市住民等主体の通所サービス参加者名簿（実施要綱様式第8号）
- ② 釧路市住民等主体の通所サービス実施報告書（実施要綱様式第9号）
- ③ 有料会場を使用した場合、衛生用品を購入した場合、タクシー送迎を活用した場合は領収書（原本）

おたっしゅサービス補助金精算手続き

申請期間（予定）：事業完了から1か月以内又は

当該年度3月31日まで

提出書類

- ① 釧路市住民等主体の通所サービス補助金実績報告書（交付要綱様式第4号）
- ② 釧路市住民等主体の通所サービス事業報告書（交付要綱様式第4号別紙1）
- ③ 釧路市住民等主体の通所サービス決算報告書（交付要綱様式第4号別紙2）

おたっしゅサービス補助金確定通知

通知予定：令和6年4月下旬（予定）

補助金追加支払または戻入

令和6年5月上旬（予定）

17. 参考資料

参考資料 1

基本チェックリスト様式例及び事業対象者に該当する基準

氏名	住所	生年月日		
希望するサービス内容				
No.	質問項目	回答：いずれかに○をお付けください		
1	バスや電車で1人で外出していますか	0.はい	1.いいえ	
2	日用品の買い物をしていますか	0.はい	1.いいえ	
3	預貯金の出し入れをしていますか	0.はい	1.いいえ	
4	友人の家を訪ねていますか	0.はい	1.いいえ	
5	家族や友人の相談にのっていますか	0.はい	1.いいえ	
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0.はい	1.いいえ	
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0.はい	1.いいえ	
8	15分位続けて歩いていますか	0.はい	1.いいえ	
9	この1年間に転んだことがありますか	1.はい	0.いいえ	
10	転倒に対する不安は大きいですか	1.はい	0.いいえ	
11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1.はい	0.いいえ	
12	身長 cm 体重 kg (BMI =) (注)			
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1.はい	0.いいえ	
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1.はい	0.いいえ	
15	口の渇きが気になりますか	1.はい	0.いいえ	
16	週に1回以上は外出していますか	0.はい	1.いいえ	
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1.はい	0.いいえ	
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	1.はい	0.いいえ	
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0.はい	1.いいえ	
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1.はい	0.いいえ	
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1.はい	0.いいえ	
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1.はい	0.いいえ	
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる	1.はい	0.いいえ	
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1.はい	0.いいえ	
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1.はい	0.いいえ	

- | |
|--|
| ① 様式第一の質問項目No.1～20までの20項目のうち10項目以上に該当 |
| ② 様式第一の質問項目No.6～10までの5項目のうち3項目以上に該当 |
| ③ 様式第一の質問項目No.11～12の2項目のすべてに該当 |
| ④ 様式第一の質問項目No.13～15までの3項目のうち2項目以上に該当 |
| ⑤ 様式第一の質問項目No.16に該当 |
| ⑥ 様式第一の質問項目No.18～20までの3項目のうちいずれか1項目以上に該当 |
| ⑦ 様式第一の質問項目No.21～25までの5項目のうち2項目以上に該当 |

(注) この表における該当 (No.12を除く) とは、様式第一の回答部分に「1.はい」又は「1.いいえ」に該当することをいう。

この表における該当 (No.12に限る) とは、BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m) が 18.5 未満の場合をいう。

通所型・訪問型サービス併用の基本的な考え方

- 【基本方針①】「予防給付」・「訪問型/通所型サービス（訪問/通所介護相当）」・「訪問型/通所型サービスA」の間でのサービス併用は、基本的に従前の考え方に基つき、給付上限額との兼ね合いで調整する。
- 【基本方針②】利用するサービスの中に「住民等主体の通所サービス」もしくは「短期集中予防サービス」が組み込まれる場合には、「市は週2回までの外出を支援する」という考え方に基つき、利用回数との兼ね合いで調整する。
(※給付上限額を下回っていたとしても、週3回以上の外出になる場合には併用不可とする。)
また「短期集中予防サービス」の2事業所利用は不可とする。
- 【基本方針③】「通所型サービス(通所介護相当)」と「通所型サービスA」、「訪問型サービス(訪問介護相当)」と「訪問型サービスA」の併用は不可。(ただし通所型と訪問型の併用は可。)
- 【基本方針④】「通所リハ」と「短期集中予防サービス」の併用は不可。

利用するサービスの種類	予防給付						併用するサービス				
	訪問看護	福祉用具	住宅改修	通所リハ	その他の予防給付	通所型サービス(通所介護相当)	訪問型サービス(訪問介護相当)	通所型サービスA	訪問型サービスA	住民等主体の通所サービス	短期集中予防サービス
訪問看護	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福祉用具	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
住宅改修	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
通所リハ	○	○	○	○	○	×	○	×	○	○※2	×
その他の予防給付	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
通所型サービス(通所介護相当)	○	○	○	×	○	○	○	×	○	○※2	○
訪問型サービス(訪問介護相当)	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○
通所型サービスA	○	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○
訪問型サービスA	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○
住民等主体の通所サービス	○	○	○	○※2	○	○※2	○	○	○	○※1	○
短期集中予防サービス	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○

※1 住民等主体の通所サービスは、上記の基本方針②に則って行われ、複数の開催団体・事業所の利用は可能。

※2 要支援2の場合、住民等主体の通所サービスは参加対象として利用不可。

介護予防ケアマネジメントにおける課題と目標について

総合事業においては、高齢者自身が、地域で何らかの役割を果たせる活動を継続することにより、結果として介護予防につながるという視点からも利用者の生活上の何らかの困り事に対して、単にそれを補うサービスを当てはめるのではなく、利用者の自立支援に資するよう、心身機能の改善だけではなく、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるような居場所に通い続けるなど、「心身機能」「活動」「参加」にバランスよくアプローチしていくことが重要です。

より本人にあった目標設定に向けて、「興味・関心シート」等も利用して、本人の趣味活動、社会的活動、生活歴等も聞き取りながら、「～したい」「～できるようになる」というような目標に変換していく作業が必要で、単に心身機能の改善だけを目指すのではなく、心身機能の改善や環境調整などを通じて、生活の質の向上を目指すものとして、利用者が自分の目標として意識できるような内容・表現となるように設定します。

また、計画に定めた実施期間の間に取り組むことにより、その達成がほぼ可能と思われ、利用者自身でも評価できる具体的な目標とします。

表 4 介護予防ケアマネジメントにおける課題と目標の例

課題	目標
セルフケア 清潔・整容・排せつの自立、TPO に応じた更衣、服薬管理、健康に留意した食事・運動など	健康：毎年健診に行く、体にいいと思う食事や運動を日々続ける、自分で服薬管理する 日常生活：起床から就寝まで規則正しい生活リズムで過ごす、TPO に応じた身支度をする
家庭生活 日常の買い物、食事の準備、掃除・選択・ごみ捨てなどの家事、簡単な家の修理・電球の交換・水やり・ペットの世話など	家事：炊事・掃除・洗濯などを自分でする 用事：買い物や銀行の用事を自分でします
対人関係 家族や友人への気配り・支援、近所の人・友人・同僚との人間関係づくりと保持、夫婦・親密なパートナーとの良好な関係保持など	関係：家族と仲良く過ごす、近所の人といい関係で過ごす 役割：庭の草むしりや孫の世話など家族の用事や世話をする 他者への支援：誰かの手助けをしたり、相談者になる
主要な生活領域（仕事と雇用、経済生活） 自営業の店番・田んぼの見回りなどの仕事、ボランティアや奉仕活動など人の役に立つ活動、預貯金の出し入れ	仕事：店番や畑仕事など自営業の手伝いを続ける 活動：地域の奉仕活動に参加 経済生活：預貯金の出し入れや管理
コミュニケーション 家族や友人への手紙やメール、家族や友人との会話、電話での会話	家族や友人との会話や電話、手紙やメールのやりとりを続ける
運動と移動 自宅内・自宅以外の屋内、屋外を円滑に移動、移動にバス・電車・他人が運転する自動車を使用、自分で自動車や自転車を使って移動	外出：週に2回は買い物に行く、展覧会、公園など行きたいところに外出する 旅行：家族や友人と2泊3日の旅行に行く
知識の応用（判断・決定） 日常生活に関する内容について、自分で判断・決定	何か起こったら自分で判断する、自分のことは自分で決める
コミュニティライフ・社会生活・市民生活 友人との行き来、趣味や楽しみの継続、候補者を決めて投票、自治会や老人会の年行事・お祭りへの参加など	交流・参加：自治会のお祭りに参加、老人会の行事に参加、候補者を決めて投票 楽しみ：趣味の会に参加する、週に1回外出する、趣味を持つ

(介護予防マニュアル改定委員会 (2011.3) 「介護予防マニュアル改訂版」 三菱総合研究所)